

必ずプリントアウトしてお手元に保管してください

【保存版】



フローレンスの 病児保育

寄付によるひとり親・発達支援プラン
ガイドライン

【料金・利用案内】

フローレンス ビジョン

みんなで子どもたちを抱きしめ、子育てとともに何でも挑戦でき、いろいろな家族の笑顔があふれる社会

ひとり親支援プランは寄付によって支えられています。

フローレンスは、2005年より、子育てと仕事の両立可能な社会を目指し活動を始めました。当時は保育スタッフを常時確保することなどに費用がかかり、低価格での提供が難しい状況でした。結果、病児保育を必要としているすべての人にご利用いただくことができませんでした。

そんな中、理念に賛同いただいた個人の方々や、企業からの寄付を得て、2008年7月より月会費1,000円(税抜)という低価格での病児保育の提供が可能となりました。そこで、子育てと仕事を文字通り一手に引き受けているひとり親家庭に向けて「ひとり親支援プラン」提供を開始しました。

さらに2008年11月より毎月一定額を寄付する「サポート隊員」制度を設けました。そして2014年8月より、今まで入会が難しかった障害やその傾向があるお子さん、慢性疾患のあるお子さんに対し、「ひとり親・発達支援プラン」の提供を開始します。

今後も、ひとり親を支援する仕組みを継続的に広げていきたいと考えています。ひとり親の皆さん、フローレンスと共に、誰もが子育てと仕事を両立できる社会をつくっていきましょう。皆さんお一人お一人が両立を果たすことで、日本社会が一步ずつ両立可能な社会へと前進していくのです。

- ◆より手厚い見守りが必要なお子さんの病児保育プランです。
- ◆保育スタッフによる1対1の保育に加え、看護師が必ずお伺いし、ご自宅にて病児保育をサポートします。

【発達支援プランの 成り立ちと仕組みについて】

私たちは病児保育事業を立ち上げた当初から、「すべての家庭に病児保育」を届けたいと考え、活動してきました。

しかし限られた人員・リソースで病児保育を運営する中で、保育者1人で安全にお預かりすることが難しいお子さんの場合、入会をお断りせざるを得ない状況がありました。

そのたびに、「私たちにこの子を、この親御さんを支えられる力があれば・・・」と、自分たちの無力さ、受け入れ体制の不十分さへの悔しさに打ちひしがれました。

そしてこのたび、病児保育の開始から9年間で2万件以上のお預かりの積み重ねを経て、ようやく体制を整えることができました。培ってきた病児保育の技術をベースに、看護師が保育者に同行することで、障害やその傾向があるお子さん、慢性疾患のあるお子さんに病児保育を行います。

この「発達支援プラン」は「誰もが子育てと仕事を両立できる社会」に向けた、私たちの挑戦です。フローレンスは、病児保育を通して、すべての親子が笑顔で暮らせるよう、常に挑戦していきます。

看護師が訪問することで、お子さんの成長を見守りながら、安心安全にお預かりすることができます。

(日中の保育はこどもレスキュー隊員が行います)

対象年齢

月齢6ヶ月～小学校6年生

対象エリア

フローレンスHPにてご確認ください

ご利用 可能日

月～金曜日 8:00～18:30

※土・日・祝日および夏季・年末年始はお休みとなります。

お預り場所

ご自宅

必ず、お読みください

●喫煙について

SIDS（乳幼児突然死症候群）に関するガイドライン（厚労省2005年4月）に準拠し、妊娠時にご本人または配偶者が喫煙をされていた場合、1歳未満のお子さんの入会をお断りさせていただきます。また、ご入会後に虚偽の報告が認められた際には、退会勧告をさせていただきます場合があります。

●メール・パソコンなどの環境について

病児保育の予約はWEB上の会員専用サイトからのみとなります。

また、請求内容や各種書類についても、会員専用サイトにてご確認ください。

このため、WEB上の会員専用サイトを利用できない場合は入会いただけません。

連絡はすべてメールで行います。重要なお知らせもメールでの連絡となりますのでフローレンスからのメールは必ずご確認ください。

※ドメインが@florence.or.jpからのメールが受信できるよう、セキュリティの設定を調整してください。

※メールアドレスが変わった時は、会員専用サイトからご自身で速やかにご変更をお願いします。

●入会が難しいケース

ぜんそくなどの既往症がある場合で、吸引やカテーテルなど特別な医療行為が必要な場合には、入会をお断りしています。また、提携医師を含むNPO法人フローレンスのメディカルチームにて、第三者による1対1の病児保育が困難と判断した場合には、入会をお断りすることや、発達支援プランへの変更をお願いする場合があります。

あらかじめご了承ください。

入会基準と提出資料について

大切なお願い

ひとり親・発達支援プランは、寄付により運営されているため、利用人数に限りがあります。サポートを必要とするより多くの方に利用して頂くため入会基準を設けており、状況確認のために、資料提出をお願いしております。

また書類を提出された方から順に、利用枠の空き状況を踏まえ順次ご案内致しますが、場合によっては、ご案内できる日程に遅れが生じる場合があります。寄付で運営している関係上、あらかじめご了承ください。

ひとり親・発達支援プラン 提出資料について

入会にあたっては【ひとり親対象条件】と【発達支援対象条件】を満たした方となります。

ひとり親 対象条件

下記①②のどちらかの条件を満たしている方

- ① 児童扶養手当を受給している方
(自治体から交付された受給証をご用意下さい)
- ② 年収が400万円以下でお子さんの扶養を証明できる方
(源泉徴収票または課税・非課税証明書と、
親と子の保険証など扶養が確認できる資料をご用意下さい)

※現在、就職活動中の方、学生の方もご利用いただけます
※各種書類は写真に撮って頂き、入会申し込みの際サイトよりご登録頂きます。

発達支援 対象条件

- 東京都23区内にお住まいの方でご自宅での病児保育が可能な方
- 集団保育に通っているお子さん
- 「健康チェック」において訪問看護を利用しながら、お預かりが可能であると主治医が判断したお子さん
- 既往歴のあるお子さん(喘息ステップ3以上のお子さんなど)

※ 日常的なケアではなく、お子さんが風邪その他の病気に罹患した場合が対象ですのでご注意ください

発達支援プラン概要 ①

発達支援プランの特徴

障害や慢性疾患等をお持ちのお子さんにも病児保育の門戸を開き、看護師が訪問することによって、安心・安全な保育が可能となりました。

～月会費は以下のように使われています～

- 月1回無料枠利用時の補てん
- こどもレスキュー隊員の採用・育成
- 情報管理（会員専用サイト）のためのシステム運営
- 安定した病児保育提供のための訪問看護ステーション運営

発達支援プランの利用について

- 入会にあたっては、ご自宅でお子さんの健康状態を確認させていただきます。
- 前日20時までにご予約いただいた場合、翌日のお預かりが可能です。
- ひとり親支援プランをご利用のごきょうだいとの同日のご利用につきましては、お断りさせていただく場合がありますので、予めご了承ください。
- お預かり前に受診いただき、第三者預かりが可能かの確認をお願いします。

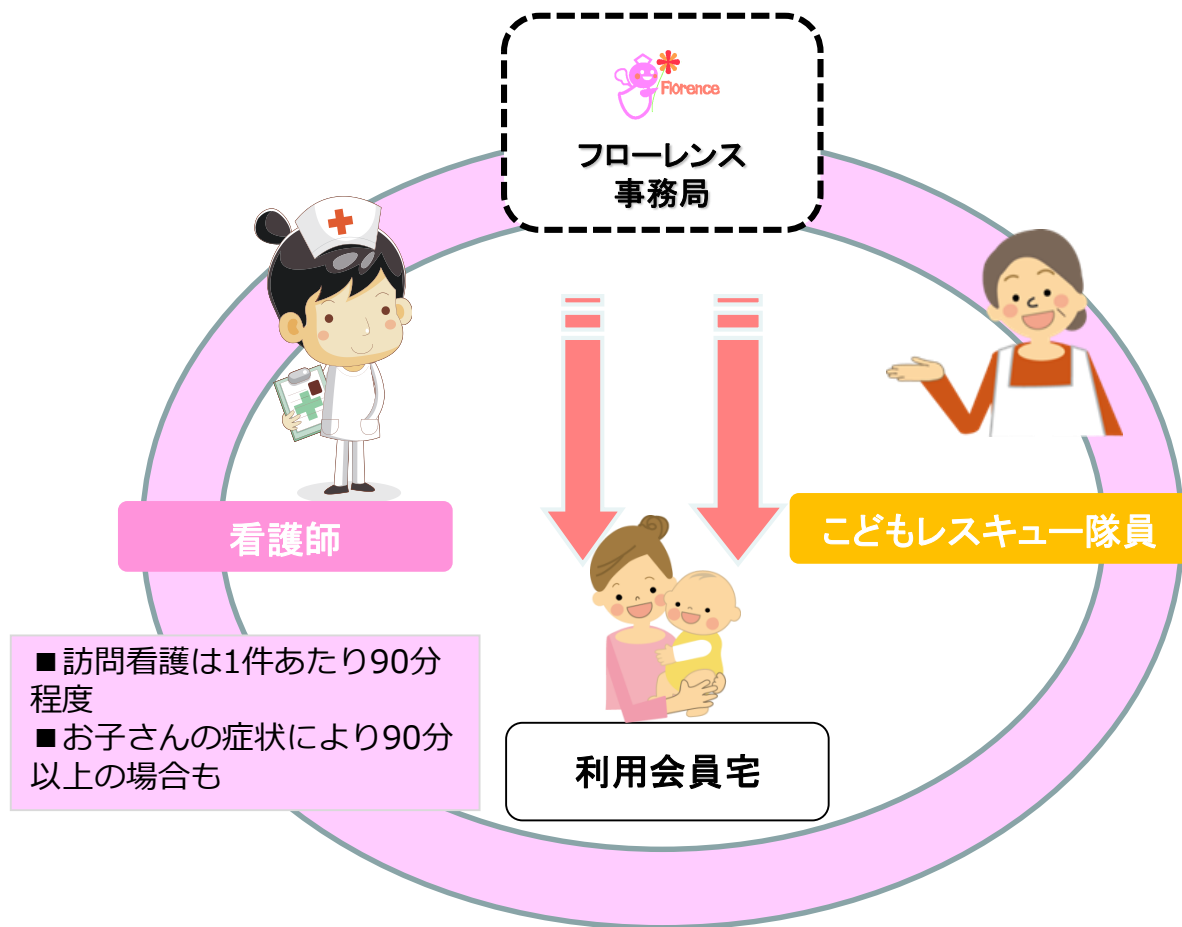
対象条件

- ・東京都23区内にお住まいの方でご自宅での受入が可能な方
- ・集団保育に通っているお子さん
- ・「健康チェック」において訪問看護を利用しながら、お預かりが可能であると主治医が判断したお子さん
- ・既往歴のあるお子さん（喘息ステップ3以上のお子さんなど）

※日常的なケアではなく、お子さんが風邪その他の病気に罹患した場合が対象ですのでご注意ください

発達支援プラン概要 ②

・看護師が訪問することによって、安心・安全な保育が可能となりました。



◆注意事項◆

- 当日、看護師が不在の場合はご利用いただけません。
- 保育園へのお迎えには対応していません。
- 各種オプションはご利用いただけません。

利用条件

ひとり親支援プランでの入会条件を満たし、
発達支援プランでの利用が可能と判断した場合。

利用期間

ひとり親・発達支援プランの利用開始より2年間

※利用中に、お子さんの扶養者が変わるなどの変更がありましたら必ず
ご報告下さい。また利用中に再度書類の提出をお願いする場合があります
ので、予めご了承下さい。

月会費：1,000円（税抜）

●月1回目の初回無料枠（8時～18時30分の間で上限9時間）を超えての
ご利用、または月2回目からの保育料は1時間1,000円（税抜）となりま
す。課金は5分毎です。

※9時間を超えた場合は保育料が発生します。

※無料枠を2回目以降や翌月に繰り越すことはできません。

保育料：1,000円（税抜）/時間

●月1回目の初回無料枠（8時～18時30分の間で上限9時間）を超えての
ご利用、または月2回目からの保育料は1時間1,000円（税抜）となりま
す。課金は5分毎です。

その他：実費

●こどもレスキュー隊員の交通費は上限を1,000円として
実費を頂きます。

●最寄駅からご自宅まで徒歩20分以上の場合は往復タクシー利用となります。

●お子さんと一緒に移動する場合も、安全のためタクシー利用となります。

オプションについて

●各種オプション加入はできません。

入会金、更新料、月会費の差額は寄付者の善意によって支えられています。

キャンセル・開始時間の変更について

- 当日朝6時までのキャンセルは無料です。
- 当日朝6時以降のキャンセルは、2,000円（税抜）のキャンセル料が発生します。
- 当日朝8時以降の予約の場合でも、こどもレスキュー隊員が確定してからキャンセルされた場合は、2,000円（税抜）のキャンセル料が発生します。
- こどもレスキュー隊員到着後、及び保育開始の予約時間を過ぎてからのキャンセルは、5,000円（税抜）のキャンセル料が発生します。また、こどもレスキュー隊員の交通費（上限1000円）を請求します。
※初回（無料枠）利用時にキャンセルとなった場合も、上記料金が適用されますが、利用回数には含まれません。
- 開始時間の変更：予約された保育開始時間の2時間前を過ぎての変更は、当初予約時間から保育料が発生します。

支払い方法について

- 支払方法：ご登録口座からの口座振替
入会お申込時に、WEB上で口座の登録を行っていただきます。
WEB上での登録ができない場合は、口座振替申込書をダウンロードの上ご郵送頂きます。
※クレジットカードでの支払いはお受けできません。
- 請求・振替日：ご請求月の27日（土・日・休日の場合は、翌営業日）
月会費・更新料は、前月請求（前月の27日口座振替）
保育料：月末締の翌月請求（翌月27日の口座振替）
例）1月請求（1月27日口座振替）
 - ・月会費：2月分
 - ・保育料：12月の保育料・隊員交通費・隊員立替費用
- 新規入会の初回の請求
月会費2ヶ月分を入会月の27日に口座振替
- 請求の内容が確定しましたら、毎月20日頃までにメールにて連絡します。
- 請求金額・明細につきましては、会員専用サイトにてご確認ください。

料金の未納について

残高不足で口座振替ができなかった場合等は、メールにてご連絡しますのでご確認ください。また、2ヶ月以上お支払が滞った場合は、お支払いが確認できるまで、病児保育の利用を停止させていただきます。尚、利用停止中も月会費は発生します。

お申込～入会までの流れ

- ・申込フォーム入力時に、お子さんの情報入力のプランのところ「ひとり親・発達支援プラン」を選択してください。
- ・ひとり親の証明書類の提出が必要です。
- ・お申込みいただいた方から、健康チェックを行います。
- ・健康チェックのため、ドクター・看護師がご自宅へお伺いいたしますので、日程の調整をして頂きます。

WEBサイト
よりお申込み

ホームページの入会お申込みボタンより、重要事項と規約及びひとり親・発達支援プランのガイドラインをご確認のうえ、入力フォームに添って、お申込みください。お子さんの情報入力のところで「ひとり親・発達支援プラン」をお選びいただき、収入や既往歴についてもお答えください。

事務局にて
健康チェック

ご入力内容を基に、ひとり親プランでの利用及びお子さんを安心安全にお預かりできるか、確認させていただきます。お子さんの症状・状態によっては、問診票にお答えいただいたり、必要に応じて医師からの情報提供書などを提出いただく場合があります。

初回訪問

医師、看護師、保育士がご自宅に伺い、診察の他にも、日頃のお子さんの様子や保育士とのコミュニケーションの様子などを観させて頂いたり、注意や配慮が必要な点などの聞き取りをさせていただきます。事前にメールにて、ご自宅へ伺う「初回訪問」の日時のご相談をさせていただきます。
※利用にあたって不明なことがありましたら、合わせてお尋ねください。

書類の提出
情報登録

ご入会にあたっては、下記の提出と確認が必要となります。

- ・フローレンスが指定する訪問看護事業所との契約が必要となります。
- ・ドクターにより訪問看護指示書を記入し、訪問看護契約書を取り交わします。
- ・規約、重要事項説明書、同意書の説明をいたします。
- ・入会の同意をいただき、お手続きを進めさせていただきます。

入会確定の
ご連絡

書類のご提出、お支払口座の登録などが完了しましたら、【入会日確定のお知らせ】をメールにてご連絡します。・入会日は毎月1日付けとなっています。

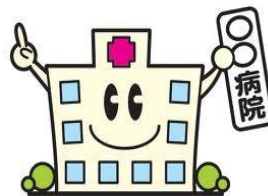
1

会員専用サイトより予約
【レスキュー準備】



2

お預かり前の受診
【フローレンスでのお預かりが可能か確認】



かかりつけ医

3

ご自宅へのかけつけ お預かり



看護師

- 訪問看護は1件あたり90分程度
- お子さんの症状などにより90分以上の場合もあり



こどもレスキュー隊員

ご自宅での保育

訪問看護師と
往診ドクター（主治医）による
安心のバックアップ体制



お預かり中の症状を
共有し、安心・安全
な対応をします。



往診ドクター

4

終了・引き継ぎ



退会

支援期間内の退会申し出については、
退会届の提出をもって手続き完了となります。

お子さんの病状により退会のお願いをすることがあります

- ◆member@florence.or.jp 宛にメールにてお申し出下さい。
退会届のURLをご案内しますので、必ず期日までに退会届をご提出ください。月末までに退会届をご提出いただいた場合、翌月末をもって退会となります。退会届のご提出が確認できない場合は、利用されているプランの継続となります。
- ◆退会日は、月の末日となります。
- ◆退会届は【お子さん1名につき1枚】ご提出ください。
- ◆退会月にレスキューを利用された場合の保育料は、退会月の翌月の請求となります。ご登録の振替口座は、請求の都合上、退会日の翌々月初旬に登録を解除します。
- ◆退会后、再度ご利用を希望された場合は、新規入会と同様の手続きが必要となり、入会金も発生します。
- ◆支援期間中に退会された場合再入会はお受けできません。
- ◆退会されると会員専用サイトへはアクセスできなくなります。

ひとり親・発達支援プラン対象期間

ひとり親・発達支援プランの支援期間は、
利用開始より2年間です。より多くのひとり親の方を支援するため、
支援期間についてご理解ください。

- ◆ひとり親・発達支援プランでは、休会は利用できません。
- ◆支援期間終了後は、契約満了で退会となります。
継続を希望される場合は発達支援プランでの利用となります。
(契約満了月の前月末までに、継続希望をお申し出下さい。)